

## (3) 名古屋市広告・景観審議会諮問と答申

景観整備機構(公財)名古屋まちづくり公社 景観整備アドバイザー 野田展葛

### 名古屋市広告・景観審議会に諮問

平成21年4月26日 名古屋市長選挙で河村たかし氏が市長に当選しました。河村市長は、衆議院議員時代から歴史的建造物の保存に熱心で、就任早々、担当部局に歴史的建造物の保存施策の立案を指示します。施策の立案について広告・景観審議会の意見を聞くべく、6月10日、河村市長は、自ら広告・景観審議会に出席し、「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」諮問されました。

### 歴史的建造物保存・活用検討部会による検討

広告・景観審議会では、「歴史的建造物保存・活用検討部会」を設け具体的な検討が始まりました。検討部会委員には、是澤紀子名古屋工業大学大学院准教授、瀬口哲夫名古屋市立大学大学院教授、西澤泰彦名古屋大学大学院准教授、松本直司名古屋工業大学大学院教授の4名が選任されました(職名当時)。検討部会は、第1回7月14日、第2回8月11日、第3回9月14日と進み、10月2日には審議会に中間報告を行うという、超スピードで進められました。

検討部会資料の作成は、担当部局である住宅都市局都市景観室が行い、景観整備機構である公社もこの検討に参加しました。内容は、歴史的建造物の調査・登録・認定、統一窓口の設置、技術的・経済的支援、物件の斡旋や仲介、相談員の派遣など多岐にわたりました。この検討部会資料の作成・部会での議論が、審議会答申とその後の施策の展開に繋がっていきます。

### 広告・景観審議会答申

こうして、平成21年12月3日、名古屋市広告・景観審議会から名古屋市長に対して「歴史的建造物の保存及び活用の方策について」答申がなされました。河村市長は、この日も審議会に出席され、自ら答申書を受け取られました。答申の概要は次の通りです。

#### 1 歴史的建造物の保存・活用の方策

- (1) 総合窓口の設置 市に情報の収集管理の一元化を図る総合窓口を設置する。
- (2) 情報の収集及び管理 歴史的建造物の存在、活用状況、滅失危機などの情報を収集管理する。
- (3) 歴史的建造物の登録及び認定制度 「市登録地或建造物資産」、「市認定地或建造物資産」制度を創設する。
- (4) 歴史的建造物の支援策 市登録地或建造物資産には技術的支援・あっせん・仲介を、市認定地或建造物資産にはそれに加えて一定の経済的支援を行う。
- (5) 歴史的界限 歴史的建造物カ群(点在を含む)として存在する地区を歴史的界限として位置づける。
- (6) 保存活用に関する啓発 公的機関、所有者、市民等に啓発活動を行う。
- (7) 人材の育成 研修制度の創設などにより担い手となる人材・団体を育成していくことが必要となる。
- (8) 地域団体、専門家団体等との連携 団体に対して一定の支援を行うことが求められる。

#### 2 推進体制等

##### (1) 推進体制

- ① 行政内部における業務の集約 景観行政と文化財行政の窓口・情報の一元化を図る。
- ② 市民等の参画 まちづくり団体やNPO等の地域団体等には啓発活動、建築士会や技能職団体等の専門家団体には技術支援・あっせん・仲介などの担い手になることを期待する。
- ③ 景観整備機構等を中心とした実行組織の設置 官民が連携して推進するために、行政の外に地域団体、専門家団体等とのネットワークを構築し総括する団体が必要となり、景観法に基づく指定を受け、景観まちづくりのノウハウを持つ景観整備機構を活用するのが望ましい。

(2)財源 基金、協賛制度、所有者の寄付などの資金を保存活用の支援や実行組織の運営などに充てる。

(3)法的根拠の整備 歴史的建造物の保存・活用を目的とした条例制定又は既存条例の改正を検討する必要がある。

### 施策の具体化に向けて

この答申を受けて、施策の立案が進められ、答申の内容が一つ一つ具体化されていきます。推進体制についての答申に基づき、平成22年度に名古屋市住宅都市局に歴史まちづくり推進室が設置され、景観整備機構として指定された公社には、地域団体・専門家団体等とのネットワークの構築が期待されました。これを受けて、公社では、まず名古屋歴史的建造物保存活用推進会議を設置することとなります。